令和3年4月2日 第12282号

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	補	0				I	<u> </u>
II	n	n	指定障害福祉サービス事業者の指定	指定居宅サービス事業者等の指定	n	指定居宅サービス事業者の指定	IJ	IJ	n	n	IJ	n	n	指定障害児通所支援事業者の指定	有害図書の指定		優良図書の推奨	生)	令和三年度自衛官第二次募集(自衛官候	【告示】		目次] 	岡山県公服
"	IJ	IJ	"	II	II	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	II	II	指導監査室	JJ	年課	男女共同参画		危機管理課			担当課(室		発 行 岡山県 ———
																	青少						7	7
							の完了	〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事	〇 基本測量の実施	〇 県営土地改良事業変更計画の縦覧	【公告】	〇 道路の供用開始	改良事業の施行認可の廃止	○ 土地改良事業計画の変更の認可及び土地	関の指定の辞退	〇 育成医療及び更生医療を担当する医療機	関の指定の更新	〇 育成医療及び更生医療を担当する医療機	関の指定	〇 育成医療及び更生医療を担当する医療機	〇 救急病院等の認定	〇 指定一般相談支援事業者の指定	出〇 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届	目次

◎岡山県告示第二百九号

防衛省におい て採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和三年度募集の要領 は、

とおりである。

令和三年四月二日

岡山県知事

木

太

採用自衛官の

二 応募資格

歳の者にあ 令和三年四月 は、 一日現在で、 採用予定月の 十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者 末日現在で三十三歳に達し ものに限る。) 三十二

かつ、 自衛隊法 (昭和二十九年 法律第百六十五号) 項に規定する

欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

令和三年四月一日から同年五月二十日まで

四 採用試験種目

事記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは 町村役場又は 自 I地方協 力本部、 同本部出張所、 同 本部地域

事務所若しくは同本部募集案内所

六

採用試験期

七 試験場

令和三年六月二日、

三月

兀

日

又は

七

日のうち指定する一

· 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地 (岡山市北区宿)

3 おかやま西川原プラザ (岡山市中区西川原)

4 右記のほかに設定する場合がある

八 採用予定時期

1 令和四年三月下旬から同年四月上旬までの

2 右記のほかに設定する場合がある

九 その他

1 現に高等学校在学中の方の受験は不可である。

五. の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

2

山地方協力本部 〇八六一二二六一〇三六一

衛隊岡山地方協力本部津山出張所

衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六-二二-二三一四

一下
一下
一片

https://www.mod.go.jp/pco/okayama/

〇八六一二二四一二八二四

◎岡山県告示第二百十号

岡山県青少年健全育成条例 (昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和三年四月二日

10		9		∞	7		6	ĆΊ		4			ω		2			1	番号
彼方の光		シリアの戦争で、友だちが死んだ		星明かり	こども衛生学		記号のポケット図鑑	十二支えほん		よんひゃくまんさいのびわこさん			もしかしたら maybe		そしておめでとう			ほらぴったり	図 書 名
ジェリー・ピアンル 瀬 藤 倫 子	武 田 一 義	桜 木 武 史	宮尾 和 孝	熊 谷 千世子	宮 崎 美砂子	児山啓一	画工舎	谷山寒十	小沢さかえ	梨 木 香 歩	前 田 まゆみ	ガブリエラ・バロウチ	コビ・ヤマダ	えがしら みちこ	瀬戸口 清 文	環ROY	ジェームズ・ジョーンズ	ナオル・ジョーンズ	本
京	淼	X	淤	作	監修	腎疹	編	作	淤	作	訳	添	作	淤	#	訳	添	X	
偕		ポプラ社		文 研 出 版	新星出版社		あかね書房	あすなろ書房		理			パイインターナショナル		ニジノ絵本屋			ブロンズ新社	光 行 所
JJ		中学生		" (高)	" (高)		" (中)	" (中)		" (中)			、 小学生 (低)		JI			幼 児	攻。

◎岡山県告示第二百十一号

山県青少年健全育成条例 青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。 (昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第十条第一項の規

令和三年四月二日

						Ú1	
"	"	"	"		雑誌	種 别	
						Ξ	
EX特ダネ NG SHOT	週刊実話 ザ	恋愛宣言P I NKY	実話ナックルズ 4月号	v o 1. 0 2 0	封印お宝スキャンダル	名	
IG SH	ザ・タブー		ズ 4月-	2 0	ヤンダル	称	岡
	4月9日号	2021年4月	70		202		山県知事
第14号	号	巨4月号			2021年4月号		伊 原
\ \ '	H \	类	\times		7	斑	木
インテルフィン	日本ジャーナル出版	*	洋図		マイウェイ出版	発行者	隆
\ \ -	トン出版	半	11111		出版	維	太

 ω

2

◎岡山県告示第二百十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊原木

太

· : 4

いちばんぼ

所在地

2

赤磐市町苅田二七番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

社会福祉法人泉学園

主たる事務所の所在地

2

岡山市南区浦安本町一九〇番地

二 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三五一三〇〇一一〇

五.

事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊原木

太

ももの家

(

月在出

2

都窪郡早島町早島一六三九-二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

未じき上

株式会社桃林堂

2

主たる事務所の所在地

都窪郡早島町早島一六三九一二

二 指定年月日

令和三年二月一日

事業所番号

兀

事業の種別

三三五二六〇〇〇九六

五.

児童発達支援、放課後等デイサービ

◎岡山県告示第二百十四号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊原木

太

ごきげん塾 浅

新生

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

浅口市金光町占見新田七七七香取第3ビ

ル

1 名称

合同会社アルキメデ

主たる事務所の所在地

浅口市金光町占見新田九三二--

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三五一六〇〇〇七

事業の種別

五.

放課後等デイサービ

◎岡山県告示第二百十五号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊

木

太

チレド

チルドレンハウス・つば

2 所在 ***

勝田郡勝央町黒土二二一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社サンライフ

主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町黒土二二一-

二 指定年月日

令和三年三月一

三三五三六○○○六

兀

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊原木

太

4

ジュネス

所在地

勝田郡勝央町植月中一二六四

| 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

 1
 名称

合同会社メビウスの鈴

主たる事務所の所在地

津山市上之町六三-

一 指定年月日

事業所番号

令和三年二月

兀

三三五三六〇〇〇五三

事業の種別

五.

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊 原 木

太

2

真庭市勝山一二五四

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ピタゴラス

主たる事務所の所在地

真庭市久世二六六九

指定年月日

令和三年三月

事業所番号

兀

三三五一四〇〇〇六八

五.

放課後等デイサー

E

◎岡山県告示第二百十八号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊 原 木

太

あそび王国津

津山市沼四五〇タウニー

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在地 イツB棟二〇一号室

主たる事務所 の所在地

やる気スイッチ株式会社

勝田郡勝央町豊久田三二七

Ŧī.

指定年月日

令和三年四 月

三三五〇三〇〇二五 事業所番号

兀

五.

放課後等デイサー E

◎岡山県告示第二百十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊原木

太

S +

О

听生也

津山市金井一一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名 利

社会福祉法人大崎

かご会

主たる事務所の所在地

津山市西吉田三六-

指定年月日

四 事業所番号

令和三年四月

三三五〇三〇〇二六九

事業の種別

五.

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百二十号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、 次

とおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊原木

太

1 名 彩

備北介護センター「うらら

2

事美育)なお女が三ころ事务庁)高梁市落合町近似一三九○番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名 彩

特定非営利活動法人明愛会備北介護センター

2 所在地

高梁市落合町近似一三九〇番地

令和三年四月一日

指定年月日

介護保険事業所番号

兀

三三七〇九〇〇七二六

サービスの種類

五.

訪問介護

◎岡山県告示第二百二十一号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、 次

とおり指定居宅サー ビス事業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

伊 原 木

太

ビスセンター 大原

2

所在地

指定年月日

令和三年四月一日

三三七三七〇〇九三三

五.

通所介護

岡山県美作市古町 八五〇番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

ハピニテ -株式会社

所在地

美作市川上三〇番地一

兀

介護保険事業所番号

◎岡山県告示第二百二十二号

本文の規定により、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 次のとおり指定居宅サー ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

令和三年四月二日

事業所の名称及び所在地

山県知事

伊原木

太

名称

訪問看護ステーション ライフグッド

笠岡市小平井二〇三九番地二

2

株式会社西生会

1

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

†

所在地

笠岡市小平井二〇三九番地二

2

指定年月日

令和三年四月一日

介護保険事業所番号

三三六〇五九〇〇三二

兀

サービスの種類

五.

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第二百二十三号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ ービス事業者を指定し (平成十七年法律第百

令和三年四月二日

岡山県知事

伊 原 木

太

事業所の名称及び所在地

あなぐま舎

2

所在地 久米郡美咲町中三〇八八番地一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

2 主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人アー

ツ&クラフツビレ

久米郡美咲町中三○九○番地

指定年月日

令和三年四月

三三一三八〇〇二三一

兀

事業所番号

サービスの種類

五.

就労継続支援 (B型)

◎岡山県告示第二百二十四号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ ービス事業者を指定し (平成十七年法律第百

令和三年四月二日

岡山県知事

伊 原 木

太

事業所の名称及び所在地

2 所在地

デイセンター

なずな赤磐

事業者の名称及び主たる事務所の所在地 赤磐市町苅田二七番地

社会福祉法人泉学園

岡山市南区浦安本町一九〇番地

指定年月日

事業所番号

令和三年四月

兀

サービスの種類

五.

生活介護

主たる事務所の所在地

◎岡山県告示第二百二十五号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サービス事業者を指定し (平成十七年法律第百

7

令和三年四月二日

岡山県知事

原木

太

事業所の名称及び所在地

輔字

所在地

2

赤磐市町苅田二七番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名 称

社会福祉法人泉学園

主たる事務所の所在地

2

岡山市南区浦安本町一九〇番地

二 指定年月日

事業所番号

令和三年四月

兀

三三一一三〇〇二五九

サービスの種類

五.

短期入所

◎岡山県告示第二百二十六号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ (平成十七年法律第百 ・ビス事業者を指定し

令和三年四月二日

岡山県知事

伊 原 木

太

事業所の名称及び所在地

-ステー ンゆうぜん

2

所在地

津山市沼六八三—

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社大幸

1

主たる事務所の所在地

津山市沼六八三—一

指定年月日

令和二年十一

五

事業所番号

兀

ビスの種類

五.

居宅介護、 重度訪問介護

◎岡山県告示第二百二十七号

二十三号)第四十六条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ (平成十七年法律第百 ビスの事業を廃止す

令和三年四月二日

る旨の届出があった。

岡山県知

伊原木

太

事業所の名称及び所在地

.

ヘルパーステーション総

2

所在地

1 名 称

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

総社市井尻野三三三一三

株式会社さん

2 主たる事務所の所在地

大阪府東大阪市瓜生堂二-八-

二 廃止年月日

令和三年一月三十一日

四 事業所番号

サービスの種類

三三一〇八〇〇四三二

五.

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

◎岡山県告示第二百二十八号

二十三号)第五十一条の十四第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定一般相談支援事業者を指定 (平成十七年法律第百

令和三年四月二日

岡山県知

伊 原 木

隆

太

区分 指定一般相談支援事業者

事業所の名称及び所在地

相談支援事業所のどか

所在地

2

届出者の名称及び主たる事務所の所在地

赤磐市町苅田二七番地

社会福祉法人泉学園

主たる事務所の所在地

2

岡山市南区浦安本町一九〇番地

兀 指定年月日

五. 事業所番号

令和三年四月一

三三二二三〇〇〇七三

サービスの種類

六

地域移行支援、 地域定着支援

◎岡山県告示第二百二十九号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一 項に規定する救

急病院及び救急診療所を次のとおり認定した。

令和三年四月二日

岡山県知事

原木

太

病院の名称及び所在地

泰口

藤田病院

2 所在地

岡山市東区西大寺上三一八一六三

一認定年月日

三 認定の有効期限

令和三年三月三十

日

令和六年三月三十日

1 名 尔

病院の名称及び所在

中谷外科病院

所在地

玉野市田井三-一-二

一認定年月日

令和三年三月三十

日

三 認定の有効期限

令和六年三月三十日

一病院の名称及び所在地

名称

セントラル

所在地

岡山市南区築港栄町一九-三〇

日

二 認定年月日
 一 令和三年四月一日
 一 病院の名称及び所在地
 1 名称

 倉敷平成病院

 2 所在地

 倉敷平成病院

 一 病院の名称及び所在地
 一 倉敷平成病院
 1 名称

岡山県公報 第12282号 令和3年4月2日

◎岡山県告示第二百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次の

とおり指定した。

令和三年四月二日

指定した医療機関

名

高粱医師会立訪問看護ステーションやまび

のぞみ薬局中央店

所

在 地

高梁市向町四

津山市押入一一三六一一六

担当する医療の種類

訪問看護(更生医療・腎臓)

令和三年四月一日

指定年月日

事

岡 Ш 県 知

伊 原 木 隆

太

令和三年四月一日

岡山県公報 第12282号 令和3年4月2日

◎岡山県告示第二百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年四月二日

指定を更新した医療機関

足髙薬局東総社店

名

ザグザグ薬局総社東店

所 在 地

総社市総社二-二〇-一四

総社市井出一二四二一三

調剤

調剤

担当する医療の種類

岡 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

令和三年四月一日

更新年月日

令和三年四月一日

◎岡山県告示第二百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年四月二日

指定を辞退した医療機関

名

エスマイル薬局やかげ店

松岡ケミカル株式会社松岡薬局

エスマイル薬局さつき店

田辺薬局今市店

所 在 地

矢掛町矢掛二六八八一五

津山市押入 一一三六 — 一六

井原市西江原町二五-一

六

調剤

調剤

調調剤剤

担当する医療の種類

岡山県知

事

伊原木

隆

太

令和三年三月三十一日

辞退年月日

令和三年三月三十一日

令和三年三月三十一日

令和三年三月五日

◎岡山県告示第二百三十三号

改良事業の施行認可) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、 (計画の変更)を次のとおり認可し、 廃止する。 令和三年岡山県告示第百三十八号 (土地

令和三年四月二日

土地改良事業を行う者の名称

伊 原 木

太

高崎土地改良区

地区名及び工種

認可年月日

丘2番川

1 号

令和三年三月四日

工

かんがい排水

◎岡山県告示第二百三十四号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の日から二十日間 般の縦覧

令和三年四月二日

木 太

道 般 国	種 道 路 類 の
四三〇号	路 線 名
玉野市玉三丁目一三番地先まで玉野市玉三丁目一○○番二地先か	X
光から	間
月二日 令和三年四	年 用 用 開 日 始

計画を変更したので、 [一三〇] 土地改良法 県営土地改良事業 (中山間地域総合整備 関係書類を次のとおり縦覧に供する。 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定によ 矢掛地区 江良工区、 原工区、原上工区)

て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 この公告に係る決定に対して不服がある者は、 縦覧の期間満了 oの翌日、 から起算し

令和三年四月二日

縦覧に供する書類

 岡山県知事
 伊原木
 隆

太

県営土地改良事業 山間地域総合整備 矢掛地区 江良工区、 原工区、 原上工区)

一縦覧の場所

令和三年四月二日から同月二十三日ま

矢卦叮役员

[一三一] 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、

土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和三年四月二日

岡山県知事

伊 原 木

太

美 作	測
市	量
	区
	域
基本	測
測 量	量
(オルソ作	Ø
作 成)	種
	類
和 令 四 和 年 三	測
年三月三十一日まで三年四月二十六日か	量
- 一 日 ま 1	期
で から令	間

[一三二] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年四月二日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字杉谷七六五ー

許可を受けた者の住所及び氏名

槙原 和哉 総社市門田一三一七アーバンハイツリブ

二〇五号室

岡山県指令建指第三二七号

 \equiv

許可番号